

特定非営利活動法人日本シミュレーション&ゲーミング学会
第1回（平成21年度 第1回）総会議案書

- 1 日 時 平成21年5月16日（土） 15時00分～16時00分
- 2 場 所 慶應義塾大学 西校舎（1階）515教室
（東京都港区三田2-15-45 慶應義塾大学三田キャンパス）
- 3 議事次第
 - 3-1. 開会
 - 3-2. 議長・議事録署名人の選出
 - 3-3. 出席者、委任状の確認
 - 3-4. 議案審議
 - (1) 第1号議案
平成20年度（2009年1月26日～3月31日）活動報告について
 - (2) 第2号議案
平成20年度（2009年1月26日～3月31日）決算について
 - (3) 第3号議案
平成21年度（2009年4月1日～2010年3月31日）活動計画について
 - (4) 第4号議案
平成21年度（2009年4月1日～2010年3月31日）予算について
 - (5) 第5号議案
第2期（2009年6月1日～2011年3月31日）監事の専任について
4. 報告事項
 - (1) 第2期（2009年6月1日～2011年3月31日）理事選挙の結果について

議案および報告事項に関する説明および関連資料

(1) 第1号議案 平成20年度（平成21年1月26日～3月31日）活動報告

同封資料1（平成20年度事業報告）で示すように、平成20年度の事業を実施した。活動内容についての承認を頂きたい。なお、平成20年度表彰および平成21年度研究会の応募、決定については、平成21年度4月以降に実施する。

(2) 第2号議案 平成20年度（平成21年1月26日～3月31日）決算

同封資料2（平成20年度決算書）で示すように、平成20年度の決算を行い4月6日に監事による監査を行った。なお、本資料は、NPO法人の書式に従うものであり、これまでの任意団体の時と同じ書式の決算書を同封資料3（平成20年度決算書（旧形式））として添付する。本決算について承認を頂きたい。

特に、NPO法人設立時に提出した予算と比較した場合の特記事項として、雑収入が得られている。これは、過去数年にわたる未払い金であった英文誌刊行費および研究部会補助金を整理したことによって発生したもので、今回のみの一時的な収入である。

(3) 第3号議案 平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）活動計画

添付資料4（平成21年度事業計画）で示すように、平成21年度の事業計画を予定している。なお、平成20年度学会賞および平成21年度研究会の応募、決定については、平成21年度4月以降に実施する。本事業計画について承認を頂きたい。

(4) 第4号議案 平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）予算

同封資料5（平成21年度収支予算書）で示すように、平成21年度の事業計画に対応した予算案を作成した。本予算案について承認を頂きたい。

(5) 第5号議案 第2期監事の専任

日本シミュレーション&ゲーミング学会 第2期(2009年6月1日～2011年5月31日)の監事として、定款第14条に基づき、以下の2名を推薦する。

木下富雄 会員 薩摩順吉 会員

以上2名の監事の選任について承認を頂きたい。

(6) 報告事項 第2期理事選挙結果

日本シミュレーション&ゲーミング学会 第2期(2009年6月1日～2011年5月31日)の理事として、理事選挙で当選した同封資料6（当選者名簿）で示す31名を第2期理事として選出した。

(法第 28 条第 1 項関係「前事業年度の事業報告書」)

平成 20 年度の事業報告書

法人成立の日（平成 21 年 1 月 26 日）から平成 21 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人日本シミュレーション&ゲーミング学会

1 事業の成果

平成 21 年度の事業内容としては、研究部会への助成を実施および研究成果の発表の場として学会誌「シミュレーション&ゲーミング」Vol. 18-2 を刊行した。

また Web ページによる情報提供の充実を図るため、jasag.org ドメインに加え、jasag.jp ドメインを取得し、Web サーバーの強化を図った。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	収支計算書 の事業費の 金額(単位: 千円)
③研究会及び講演会の開催	・研究会への補助	(A)1月 (B)ー (C)10人	(D)会員 (E)300人	100
③会員の研究成果の報告及び刊行	・学会誌(Vol.18-2)の発行	(A)2月17日 (B)国際文献印刷 (C)10人	(D)会員 (E)300人	720
⑤シミュレーション及びゲーミングに関連する各種情報の提供	・学会Webサイトによる各種情報発信	(A)不定期 (B)ー (C)5人	(D)会員・インターネットを利用する市民 (E)不特定多数	20

設立当初の事業年度 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書
平成21年1月26日から平成21年3月31日まで

特定非営利活動法人日本シミュレーション&ゲーミング学会
(単位:円)

科 目	金 額		
(資金収支の部)			
I 経常収入の部			
1 入会金・会費収入			
入会金収入	4,000		
正会員会費収入	168,000		
学生会員会費収入	20,000		
機関会員会費収入	0		
維持会員会費収入	0	192,000	
2 事業収入			
機関誌売上	50,925	50,925	
3 その他			
雑収入	486,637	486,637	
経常収入合計			729,562
II 経常支出の部			
1 事業費			
機関誌刊行費	720,522		
ニュースレター発行費	0		
研究会補助金	100,000		
特定非営利活動法人取得経費	14,000	834,522	
2 管理費			
事務委託費	114,985		
会議費	0		
旅費交通費	0		
印刷製本費	100,403		
通信運搬費	88,652		
消耗品費	0		
地代家賃	180,000		
雑費	52,972	537,012	
経常支出合計			1,371,534
経常収支差額			-641,972
III その他資金収入の部			
その他資金収入合計			0
IV その他資金支出の部			
その他資金支出合計			0
当期収支差額			-641,972
設立時資金有高			10,661,781
次期繰越収支差額			10,019,809
(正味財産増減の部)			
V 正味財産増加の部			0
VI 正味財産減少の部			
資産減少額			
当期収支差額			-641,972
当期正味財産減少額			-641,972
設立時正味財産額			10,661,781
当期正味財産合計			10,019,809

設立当初の事業年度 特定非営利活動に係る事業会計財産目録
平成21年3月31日現在

特定非営利活動法人日本シミュレーション&ゲーミング学会
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金	9,400		
普通預金			
みずほ銀行高田馬場支店	1,503,184		
横浜銀行日吉支店	658,811		
郵便振替			
ゆうちょ銀行高田馬場支店	730,434		
定期預金			
横浜銀行日吉支店	8,022,464		
流動資産合計		10,924,293	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			10,924,293
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
英文誌刊行費(2006年度)	48,000		
英文誌刊行費(2007年度)	39,000		
3月分電話代	2,927		
前受会費			
正会員前受会費	42,000		
名簿積立金	472,557		
国際会議積立金	300,000		
流動負債合計		904,484	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			904,484
III 正味財産の部			
正味財産			10,019,809

設立当初の事業年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表
平成21年3月31日現在

特定非営利活動法人日本シミュレーション&ゲーミング学会
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現 金	9,400		
普通預金	2,161,995		
郵便振替	730,434		
定期預金	8,022,464		
流動資産合計		10,924,293	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			10,924,293
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	89,927		
前受会費	42,000		
名簿積立金	472,557		
国際会議積立金	300,000		
流動負債合計		904,484	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			904,484
III 正味財産の部			
正味財産			
設立時正味財産		10,661,781	
当期正味財産減少額		-641,972	
正味財産合計			10,019,809
負債及び正味財産合計			10,924,293


監査報告書

特定非営利活動法人日本シミュレーション&ゲーミング学会設立当初の
事業年度(平成 21 年 1 月 26 日から平成 21 年 3 月 31 日まで)
の会計監査を行いました結果、正確かつ妥当であることを認
めます。

平成 21 年 4 月 6 日

特定非営利活動法人日本シミュレーション&ゲーミング学会

監事

薩摩 順吉 

大内 卓 

特定非営利活動法人日本シミュレーション&ゲーミング学会
設立当初の事業年度収支報告書

(H21年1月26日からH21年3月31日まで)

(収入の部)

科 目	予 算 額	決 算 額
I 経常収入の部		
1 会 費 収 入	0	192,000
入会金収入	0	4,000 *4件
正会員会費収入	0	168,000 *24件
学生会員会費収入	0	20,000 *4件
機関会員会費収入	0	0
維持会員会費収入	0	0
2 事 業 収 入	0	50,925
機関誌売上	0	50,925 *学会誌売上
大会収入	0	0
春季大会	0	0
秋季大会	0	0
名簿積立取崩	0	0
3 その他	0	486,637
雑収入	0	486,637 *利息・英文刊行費・特別研究費
経常収入合計	0	729,562

(支出の部)

科 目	予 算 額	決 算 額
II 経常支出の部		
1 事 業 費	750,000	834,522
大会関係費	0	0
春季大会	0	0
秋季大会	0	0
機関誌刊行費	700,000	720,522
印刷・編集費	700,000	677,997 *学会誌印刷代vol.18-2
発送費	0	42,525
ニュースレター刊行費	50,000	0
研究会補助金	0	100,000
研究部会費	0	100,000 *H20研究部会
特別研究費	0	0
国際会議準備積立金	0	0
特定非営利活動法人取得経費	0	14,000 *NPO関係書類
名簿調査費	0	0
英文誌配布費	0	0
2 管 理 費	650,000	537,012
事務委託費	120,000	114,985 *国際文献印刷社
会議費	0	0 事務センター(1-3月)
旅費交通費	0	0
印刷製本費	100,000	100,403 *選挙費用(名簿作成等)
通信運搬費	100,000	88,652 *事務通信費等
消耗品費	0	0
地代家賃	180,000	180,000 *事務局家賃
雑費	150,000	52,972 *封筒代
経常支出合計	1,400,000	1,371,534
経常収支差額	-1,400,000	-641,972
III その他資金収入の その他資金収入合	0	0
IV その他資金支出の その他資金支出合	0	0
当期収支差額	-1,400,000	-641,972
設立時資金有高	10,661,781	10,661,781
次期繰越収支差額	9,261,781	10,019,809
(正味財産増減の部)		
V 正味財産増加の部		0
VI 正味財産減少の部		
資産減少額		
当期収支差額	-1,400,000	-641,972
当期正味財産減少額	-1,400,000	-641,972
設立時正味財産額	10,661,781	10,661,781
当期正味財産合計	9,261,781	10,019,809

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係「翌事業年度の事業計画書」)

平成 21 年度の事業計画書

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人日本シミュレーション&ゲーミング学会

1 事業実施の方針

これまで、任意団体日本シミュレーション&ゲーミング学会として実施してきた、さまざまな事業について、着実に実施することで、事業の継続性を図ると同時に、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

事業内容としては、研究成果の発表及び関係者の相互交流のために、春季及び秋季の全国大会を実施し、また研究成果の発表の場として学会誌「シミュレーション&ゲーミング」を年度内に 2 巻刊行する。

また、情報提供活動としては、年に 4 回のニューズレターの発行及び Web ページによる情報提供を実施する。さらに、優れた研究成果もしくは優れた業績を有する個人または団体に対する表彰の選考、研究会への助成を実施する。なお、昨年度中に実施できなかった平成 20 年度学会賞等の選考・表彰

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	収支予算書 の事業費の 金額 (単位: 千円)
①研究会及び講演会の開催	・春期全国大会の実施	(A) 7 月 4、5 日 (B) 慶応義塾大学 (C) 10 人	(D) 会員・一般市民 (E) 100 人	400
②研究会及び講演会の開催	・秋期全国大会の実施	(A) 11 月に予定 (B) 未定 (C) 10 人	(D) 会員・一般市民 (E) 100 人	600
③研究会及び講演会の開催	・研究会への補助	(A) 6 月 (B) ー (C) 10 人	(D) 会員 (E) 300 人	600
④会員の研究成果の報告及び刊行	・学会誌の発行	(A) 年 2 回 (6 月と 12 月) (B) 国際文献印刷 (C) 10 人	(D) 会員 (E) 300 人	1,500
⑤会員の研究成果の報告及び刊行	・ニューズレターの発行	(A) 年 4 回 (4 月、7 月、10 月、12 月) (B) 国際文献印刷 (C) 10 人	(D) 会員 (E) 300 人	150

<p>⑥優れた研究成果もしくはシミュレーション及びゲーミングの実施に関して優れた業績を有する個人または団体の表彰シミュレーション及びゲーミングに関連する各種情報の提供</p>	<p>・学会賞等の選考・表彰</p>	<p>(A)年1回(12月) (B)未定 (C)10人</p>	<p>(D)会員 (E)300人</p>	<p>0</p>
<p>⑦シミュレーション及びゲーミングに関連する各種情報の提供</p>	<p>・学会Webサイトによる各種情報発信</p>	<p>(A)不定期 (B)ー (C)5人</p>	<p>(D)会員・インターネットを利用する市民 (E)不特定多数</p>	<p>10</p>

(法第10条第1項第8号「翌事業年度の特定非営利活動に係る事業会計収支予算書」)

平成21年度 特定非営利活動に係る事業会計収支予算書

平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで

特定非営利活動法人日本シミュレーション&ゲーミング学会

科 目	金 額 (単位:円)	
I 経常収入の部		
1 入会金・会費収入		
入会金収入	20,000	
正会員会費収入	1,995,000	
学生会員会費収入	205,000	
機関会員会費収入	20,000	
維持会員会費収入	2,100,000	4,320,000
2 事業収入		
研究会及び講演会事業収入		
春季全国大会	200,000	
秋季全国大会	400,000	
会員の研究成果の報告及び刊行事業収入		
機関紙売上	120,000	720,000
3 その他		
雑収入	0	0
経常収入合計		5,040,000
II 経常支出の部		
1 事業費		
研究会及び講演会事業費		
春季全国大会	400,000	
秋季全国大会	600,000	
研究会補助金	600,000	
会員の研究成果の報告及び刊行事業費		
機関紙刊行費	1,500,000	
ニューズレター発行費	150,000	
シミュレーション及びゲーミングに関連する各種情報の提供事業		
Webサイト維持費用	10,000	3,260,000
2 管理費		
事業委託費	1,000,000	
会議費	40,000	
旅費交通費	10,000	
印刷製本費	60,000	
通信運搬費	180,000	
消耗品費	100,000	
地代家賃	360,000	
雑費	60,000	1,810,000
経常支出合計		5,070,000
経常収支差額		30,000
III その他資金収入の部		
その他資金収入合計	0	0
IV その他資金支出の部		
その他資金支出合計		0

当期収支差額		30,000
前期繰越収支差額		10,019,809
次期繰越収支差額		9,989,809

当選者名簿(2009年4月17日 選挙委員会より報告)

荒井 祐介
井門 正美
大内 卓
大沼 進
梶 秀樹
坂元 昂
田名部 元成
出口 弘
寺野 隆雄
矢守 克也
加藤 文俊
吉川 肇子
襟川 陽一
兼田 敏之
広瀬 幸雄
香山 リカ
黒沢 敏朗
根本 敏則
坂元 章
三橋 秋彦
松井 啓之
松田 稔樹
鐘ヶ江 秀彦
新井 潔
杉浦 淳吉
大山 佳三
土谷 茂久
馬場 則夫
白井 宏明
白鳥 令
木谷 忍

計 31名

当選者通知 35名 辞退 3名 規定により落選 1名 (16日 17時までに連絡なし)

参考資料：特定非営利活動法人日本シミュレーション&ゲーミング学会定款

第1章 総則

- (名称)
第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本シミュレーション&ゲーミング学会という。
2 この法人の英文名称は、Japan Association of Simulation & Gaming (略称JASAG) という。
(事務所)
第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市港北区日吉本町1丁目4番24号財団法人科学技術融合振興財団に置く。
2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都新宿区高田馬場4丁目4番19号株式会社国際文獻印刷社内に置く。

第2章 目的と事業

- (目的)
第3条 この法人は、シミュレーション及びゲーミングに関する文化的、哲学的、理論的、実証的及び実験的研究を行うとともに、これらの分野にたずさわる研究者、教育者、実務者等による研究成果の発表と相互交流を行うことを通じてシミュレーション及びゲーミングに関する学問体系の確立に資することを目的とする。
(特定非営利活動の種類)
第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1) 学術、文化の振興を図る活動
(2) 科学技術の振興を図る活動
(3) 社会教育の推進を図る活動
(4) 情報化社会の発展を図る活動
(5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

- (事業)
第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
(1) 研究会及び講演会の開催
(2) 会員の研究成果の報告及び刊行
(3) 国際シミュレーション&ゲーミング学会 (ISAGA) との密接な連携
(4) 国内外の学会その他の諸機関との連絡及び大学間交流
(5) 会員の論文及び会員が作成したシミュレーション及びゲーミングの仕様書等の登録
(6) 優れた研究成果もしくはシミュレーション及びゲーミングの実施に関して優れた業績を有する個人または団体の表彰
(7) シミュレーション及びゲーミングに関連する各種情報の提供
(8) 受託研究その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

- (種別)
第6条 この法人の会員は、次の6種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人
(2) 学生会員 大学又はこれに準ずる学校に在籍し、この法人の目的事業範囲に関する教育課程を履修している個人
(3) 機関会員 この法人の定期出版物の配布を受ける個人または団体
(4) 法人会員 この法人の目的事業に賛同し、その事業に参加する団体
(5) 賛助会員 この法人の目的事業に賛同し、その事業を援助する個人又は団体

- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
(役員職務)
第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
(役員任期等)
第16条 役員任期は、2年とする。再任を妨げない。
2 役員任期は、6月1日から起算する。
3 補欠又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
(役員欠員補充)
第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
(役員解任)
第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(役員報酬等)
第19条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、役員が報酬を受ける場合は、その総数の3分の1以下の範囲内で行わなければならない。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。
(事務局及び職員)
第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2 事務局長及び職員の任免は、理事会の承認を経て会長が行う。
3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

- 6 監事の選任又は解任、職務及び報酬等
(7) 入会金及び会費の額
(8) 借入金(その事業年度内の取入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9) 会員の除名
(10) 解散における残余財産の帰属先
(11) その他運営に関する重要事項
(開催)
第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
(招集)
第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。
2 会長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
(議長)
第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
(定数)
第27条 総会は、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。
(議決)
第28条 総会における議決事項は、第25条の規定によって予め通知した事項とする。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)
第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)
第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
(3) 審議事項
(4) 議決の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

- (6) 名誉会員 この法人の目的事業範囲において、特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人
(入会)
第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
2 正会員、学生会員、機関会員、法人会員、あるいは賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
3 会長は、そのものが第6条各項に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4 会長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
5 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって名誉会員となる。ただし、正会員である者が名誉会員となることはできない。
(入会金及び会費)
第8条 正会員、学生会員、機関会員、法人会員、及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
2 名誉会員は、入会金及び会費の納入を要しない。
3 会員が資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費はいかなる事由があっても返還しない。
(会員の資格の喪失)
第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。
(退会)
第10条 会員は、未納の会費を完納した上、別に定める退会届を理事会に提出して任意に退会することができる。
(除名)
第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為をしたとき。
(提出品目の不返還)
第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の提出品目は、返還しない。

第5章 総会

- (種別)
第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
(構成)
第22条 総会は、正会員をもって構成する。
(権能)
第23条 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
(4) 事業報告及び収支決算
(5) 理事の解任、職務及び報酬等

第6章 理事会

- (構成)
第31条 理事会は、会長、副会長を含む理事をもって構成する。
2 監事は理事会に出席し意見を述べることができるが、表決に加わらない。

(権能)
第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
(4) 事務局の組織及び運営に関する事項
(開催)
第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 会長又は副会長が必要と認めるとき。
(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 第15条第4項第5号の規程により、監事から招集の請求があったとき。
(招集)
第34条 理事会は、会長が招集する。
2 会長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。
(議長)
第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
(議決)
第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって予め通知した事項とする。
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)
第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。
2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
(議事録)
第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人名2名が記名押印または署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)
第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生ずる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入
(資産の区分)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、この法人と類似の学術的目的を有する特定非営利活動法人、社団法人または財団法人のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。
(合併)
第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)
第55条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)
第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年5月末日までとする。
4 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めたところによる。
6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、以下のとおりとする。
入会金 1,000円
正会員 7,000円
学生会員 5,000円
機関会員 10,000円
法人会員 100,000円
賛助会員 1口100,000円 1口以上

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。
(資産の管理)
第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。
(会計の原則)
第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
(会計の区分)
第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。
(事業計画及び予算)
第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。
(暫定予算)
第45条 第44条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
(予備費の設定及び使用)
第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
(予算の追加及び更正)
第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。
(事業報告及び決算)
第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
(事業年度)
第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(塩機措置)
第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)
第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条3項に規定する以下の軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
(2) 資産に関する事項
(3) 公告の方法
(解散)
第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠乏
(4) 合併
(5) 破産
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

別表

設立当初の理事

会長	土谷茂久
副会長	吉川肇子
同	松井啓之
同	松田稔樹
同	兼田敏之
理事	井門正美
同	黒澤敏朗
同	木谷忍
同	坂元昂
同	木下富雄
同	荒井祐介
同	馬場則夫
同	襟川陽一
同	根本敏則
同	廣瀬幸雄
同	大山佳三
同	矢守克也
同	梶秀樹
同	白井宏明
同	坂元章
同	鐘ヶ江秀彦
同	三橋秋彦
同	網代剛
同	市川新
同	杉浦淳吉
同	進藤昭夫
同	林信太郎
同	白鳥令
同	出口弘
同	寺野隆雄
監事	薩摩順吉
同	大内卓